

# 一般社団法人日本拳法競技連盟 寄付金等取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本拳法競技連盟（以下「本連盟」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定める。

## (寄付金の種類および募集)

第2条 本連盟が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
  - (2) 特定寄付金 本連盟が募集に当たり、あらかじめ用途を特定し、若しくは寄付者が寄付の申込に当たり、あらかじめ用途を特定した寄付金
- 2 この規定における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 本連盟は常時、寄付金を募ることができる。

## (寄付条件)

第2条 本連盟は、次の各号に該当またはその恐れのある場合には、寄付金等の受け入れを辞退する。

- (1) 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
- (2) 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すこと
- (3) 寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこと
- (4) 寄付金を受け入れることによって本連盟に財政負担を伴わせること
- (5) その他本連盟の業務運営に支障があると代表理事が認める場合。

## (寄付受入)

第4条 本連盟に寄付金等を寄付しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む。）により寄付の申込を行うものとする。

- 2 本連盟は、寄付金等を受け入れたときに寄付者から受領書の交付の求めがあった場合遅滞なく受領書を交付する。

## (寄付金の用途)

第5条 一般寄付金は、定款第4条に規定する事業に使用するものとする。

- 2 特定寄付金は、本協会若しくは寄付者の特定した用途に使用するものとする。
- 3 前2項に基づき寄付金を使用する際に必要となる管理費については、該当する寄付金の一部を使用するものとする。

## (情報公開・情報管理)

第6条 本連盟は寄付者の承諾を得て寄付者の氏名または名称を公開することができる。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

## 附 則

- 1 この規程は、本連盟が社団法人の認定を受けて登記をした日から施行する。